

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和 6 年 5 月 9 日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 池田

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アパティ南森町 6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

令和 6 年税制改正 定額減税 part2

賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環を実現し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として令和 6 年度に限り、令和 6 年 6 月以降の源泉徴収等(給与所得者)から定額減税が実施されます。納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、令和 6 年分の所得税 3 万円、令和 6 年度分の住所税 1 万円の減税が行われます。前回No.608 で定額減税の概要についてご説明いたしました。今回は定額減税の細かい内容についてご説明いたします。

1. 扶養親族等の所属等について

(1) 同一生計配偶者等の所属(配偶者)

同一生計配偶者が他の扶養親族にも該当するときは、その配偶者は次のいずれかに該当するものとみなされます。

- ①確定申告書や扶養控除申告書等(申告書等)に記載されたところで適用となります。ただし、その後提出した申告書等に以前に提出した申告書等に記載した区分と異なる記載をすることにより、区分を変更することができます。
- ②同一人をそれぞれ自己の同一生計配偶者又は扶養親族として申告書等に記載したとき、又はどちらに該当するか定められないときは、その夫又は妻である同一生計配偶者とされます。

(2) 扶養親族の所属(子や孫等)

2 人以上の扶養親族に該当する者がいるときは、次のいずれかの扶養親族にのみ該当するものとみなされます。

- ①どちらの扶養親族とするかは、居住者の提出するその年分の申告書等に記載されたところになります。ただし、その後提出した申告書等に以前に提出した申告書等に記載した区分と異なる記載をすることにより、他の扶養親族とすることができます。
- ②同一人をそれぞれ自己の扶養親族として申告書等に記載したとき、いずれの扶養親族に該当するかを定めていないときは
 - (イ)その年に既に申告書等の記載により扶養親族としている場合は、その者の扶養親族とします。
 - (ロ)どちらに該当するか定められないときは、合計所得金額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族とします。

(3) 死別後再婚した配偶者の所属

年の途中において配偶者が死亡し、その年中に再婚した場合、同一生計配偶者に該当するものは、死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人となります。

(4) 扶養控除等を受ける居住者の扶養親族等(子や孫等)にのみ該当

配偶者がその者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の扶養親族にも該当する場合、2 人以上の扶養親族に該当する場合又は年の途中において配偶者が死亡し、その年中に再婚した場合において、対象居住者がその年分の所得税につき、同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、配偶者控除、扶養控除の適用を受けるときは、上記(1)及び(2)に規定にかかわらず、その控除の適用を受けた対象居住者の同一生計配偶者又は扶養親族にのみ該当するとみなされます。この規定は年末調整及び確定申告においても適用されますので、配偶者控除や扶養控除等の適用を受けた人の同一生計配偶者又は扶養親族として、特別減税が控除されます。

2. 確定申告における定額減税

令和 6 年分の所得税に係る確定申告書を提出する人は、確定申告書提出の際に、配当控除、外国税額控除等、試験研究費の特別控除、機械等を取得した場合の特別控除等、住宅ローン控除、寄附金控除等の各種税額控除を全て控除後、令和 6 年分における所得税額の特別控除額を控除することになります。

この定額減税は合計所得金額が 1,805 万円を超えると適用を受けることができません。仮に夫の合計所得金額が 1,805 万円超(課税所得 1,800 万円と仮定)、妻の合計所得金額は 1,805 万円以下(課税所得 800 万円と仮定)と仮定します。夫は定額減税の適用を受けることができないため、子(18 歳と仮定)の扶養控除と定額減税を妻の方で適用を受けた場合、所得税が約 12 万円(定額減税 3 万円+38 万円(扶養控除)×23.483%)減税されます。夫の方では子の定額減税の適用を受けることができませんが、扶養控除の適用を受けるために夫の扶養親族とした場合、所得税が約 15 万円(38 万円×40.84%)減税され、夫の扶養親族とした方が、約 3 万円所得税が少なくなります。子の定額減税を受けたいために、高額所得者から扶養を外して、高額所得者以外の者から定額減税の適用を受けると、かえって損になってしまうケースがあります。確定申告の際に再度選択し直すことができるため、どちらで受ける方が有利になるか慎重にご検討ください。